

○都市計画法施行令第19条第1項ただし書の開発行為の規模を定める条例

---

都市計画法施行令第19条第1項ただし書の開発行為の規模を定める条例

平成16年3月26日

条例第3号

都市計画法施行令第19条第1項ただし書の開発行為の規模を定める条例をここに公布する。

都市計画法施行令第19条第1項ただし書の開発行為の規模を定める条例

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第19条第1項ただし書の規定により条例で定める開発行為の規模は、高松広域都市計画区域（高松市の区域を除く。）、中讃広域都市計画区域及び坂出都市計画区域においては、1,000平方メートルとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成16年5月規則第56号で、同16年5月17日から施行）